

	新潟市教育委員会 平成18年10月 定例会会議録			
日 時	平成18年10月13日(金) 午後2時00分			
場 所	市役所 第2分館 3階 教育委員会室			
出席委員 (5名)	高 山 委員長	欠席委員		
	山 田 委 員			
	小 池 委 員			
	佐 藤 委 員			
	佐 藤 教育長			
会議に出席 した職員 (27名)	職・氏 名		職・氏 名	
	学校教育部長	西 山 耕 一	小 須 戸 教育事務所長	田 沢 広 一
	生涯学習部長	佐 藤 信 幸	横越教育事務所長	神 田 弘
	総務課長	斉 藤 仁	亀田教育事務所長	石 澤 正 明
	学務課長	遠 藤 良 二	岩室教育事務所長	山 上 光 男
	施設課長	関 尚 久	西川教育事務所長	市 橋 勝
	教職員課長	川 端 弘 実	味方教育事務所長	星 野 昭 生
	学校指導課長	伊 藤 充	潟東教育事務所長	田 辺 範 男
	保健給食課長	片 田 幹 博	月潟教育事務所長	瀧 澤 龍 顕
	教育政策監	手 島 勇 平	中 之 口 教育事務所長	宮 本 周 英
	生涯学習課	八 木 秀 夫	巻教育事務所長	広 木 建
	体育課長	高 井 琢 平	総務課長補佐	吉 崎 熊 勝
	新津教育事務所長	丸 山 茂 樹	総務係長	岩 本 正 雄
	白根教育事務所長	櫻 井 文 一	総務課主事	山 際 幸 太
豊栄教育事務所長	伊 田 千 代 子			
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 2時00分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (2件)	議案番号	件 名
	議案第26号	教育長の専決処理について ・ 県費負担教職員の人事措置の内申について
	議案第27号	新潟市長から委任を受けた新潟市亀田あけぼの会館 の管理に関する規則の一部改正について
報告 (3件)	記 号	件 名
		学校預り金健全化対策について
		学校対象不審者侵入事件に係る関係機関等広域緊急 連携訓練について
		新潟マラソン大会の開催結果について
その他 (件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

委員長 午後2時00分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

委員長 山田，小池両委員を指名。

第3 付議事件

委員長 議案第26号について，人事案件のため非公開とし，会議の最後に審議したいと思います。

全委員 全員異議なく了承する。

委員長 議案第27号を上程，説明を求める。

生涯学習課長 議案第27号 新潟市長から委任を受けた新潟市亀田あけぼの会館の管理に関する規則の一部改正について，資料に基づき説明。

【説明概要】

平成19年4月1日から指定管理者制度に移行するため改正する規則の改正内容について説明。

委員長 質問，意見を求め，全員異議なく可決する。

第4 報告

教職員課長 学校預り金健全化対策について，資料に基づき報告。

【報告概要】

健全化のため作成した「学校・園預り金マニュアル」の内容について報告。

委員長 質問，意見を求める。

佐藤委員 預り金に係る予算について，事前にPTAの役員の方の承認を受

けないのですか。

教職員課長

選定委員会を設けて、必要に応じて保護者の代表の方や学校評議員から入っていただくということになっていますので、その状況で考えれば当然預り金については、選定委員会を開く際にPTAの代表の方に説明をしたり、了承をしていただくことになります。

佐藤委員

学校・園が保護者から信託を受けている預り金なので、「必要」ではなく義務が生じるような気がします。PTAを代表している方は当然、保護者の皆さんに説明責任が出てくるでしょうし、それに関して何ら分からなかったということにはならないと思います。それをこの中で明記する必要があると思いますので、検討してください。

委員長

ということは選定委員会のメンバーにPTA代表をと。

佐藤委員

当然2～3名加えるべきだと思います。

教職員課長

預り金の内容が非常に多岐にわたります。その内容によって当然ご指摘をいただいたようにPTAが入らなければいけないという前提はありますが、例えば前期・後期に別れて中学校ですと選択教科あたりが費用として追加で必要になる場合があります。そのときは、今まで学校長の決裁で行って、それを結果的に事後に報告するというかたちできたものがあります。基本的にはPTAに入ってもらうのですが、臨時の場合においては、そういう対応もあるということで、校長会と相談したときに、「必要に応じて」という表現でいいのではということになりました。

佐藤委員

そうすると入ったり、入らなかつたりするわけですね。やはり必要に応じてではなく、入れるということ、それと逆に臨時の場合は、校長判断でやるということをつ記すればクリアできるのではないのでしょうか。それに「複数名」という表現が非常に曖昧なので、「2名以上」という表現に変えたほうが分かりやすいと思います。複数名というと2名もそうですし、5名も複数名ですから、少なくとも2人の人間で検収をするということが一番抑止力になると思いますので、これは2名以上でいいのではないのでしょうか。

山田委員

大変細かいところまで丁寧に検討して設定し、規定を決めているという感じがして、こういう形が出ればうまくいくのかなという気がします。平成4年5月1日に学校・園預り金及び関係団体預り金取扱要領が出ているわけですが、正直、私は現場にありましたが分からなかったわけです。確かにそのときは問題意識が非常に高く、皆で必要だということで決めるわけですが、先ほどの話ですと定期的に指導をすると、また管理主事が学校の様子を確かめて指導をしていくということですので、大丈夫だろうと思うのですが、理念は理念で大変いいと、しかし現実にはなかなか動いていないということにならない手だてをきちんとたてて、特に教職員の意識改革を図らなければいけないとしているわけですが、まったくその通りだと思います。そこにどう力を入れて取り組んでいくかが、ひとつのポイントじゃないかと思います。

教職員課長

9月29日に中学校の教頭、事務職員を対象に研修会を行いました。平成4年の学校徴収金の取扱要領について、その文書を読んだり、確認したことがある人を聞いたら5分の1くらいでした。したがって、在るものをいかに徹底させるかということがご指摘のように非常に重要になると思いますので、13ページの一覧表の中に記載がありますが、毎年度、人の転入がありますので、必ず年度当初の具体的な預り金の処理が始まる5月の段階で会計処理の校内研修を行って、この取扱要領と校内規程を毎年確認していくようにしたいと思います。

小池委員

佐藤委員がご指摘した選定委員会の必要に応じて保護者代表や学校評議員等をというところで、「必要に応じて」とは誰が必要に応じてと判断するかということが非常に曖昧なので、もう少し強く「基本的には」という表現にしたほうがいいのではないのでしょうか。学校としては細かいことでいちいち保護者を煩わせるのも申し訳ないというお気持ちもあるかと思うのですが、そういうところから保護者を巻き込んでいかなければいけないと思います。それから学校がきちんとやっても未納者が発生するということがありますので、そういう時に学校としては非常にご苦労されると思います。マニュアルの後ろのほうに保護者への報告という書式が幾つか出ておりましたが、そこには例えば幾らかける学年の人数といっても、未納の方がいればそ

こが減ってくるわけですね。そうすると保護者に報告するときも未納者が何人出たかということは、きちんとこれで報告していけるようになるのではないかと思います。そういうことも含めてオープンにしていく、そして保護者の協力も得て未納者対策も一緒に考えていただくようなかたちでやっていくのが、学校にとってもプラスになるのではないかと思います。

委員長

18ページの取扱要領ですが、これは平成4年に制定されて、その最後に18年10月1日から施行するとなっています。平成4年に制定したものが何で18年10月1日から施行なのか、つまり平成4年の下に18年9月30日改定とかというように入れないとおかしいと思います。順序としてはこの改定した文書が最初にくるべきではないですか。

教職員課長

これはマニュアルですので、改定したものは別に通知しております。

委員長

改定したものが先にきて、それを解説したものがマニュアルだろうと思ったのですが、そういうことであれば了解しました。それで、マニュアルのほうで、PTA会議、同窓会議にほとんど触れていないのはなぜですか。

教職員課長

学校・園の預り金ですのでPTA、同窓会については学校が主体でないということで、今回は調査からも基本的には外れていました。ただ、実際に学校が使うものですので、指導事項の中には入れなければいけないということで、付け加えました。

委員長

改正前は入っていなかったのですか。

教職員課長

この部分は入っていました。少し内容は付加しましたが。

委員長

これについては特に解説はいらないのですね。

教職員課長

関係団体の預り金においても、これは指導事項に入っているわけですが、先ほどお話ししました3つの基本柱、いわゆる会計処理システムの確立、競争性・透明性・公平性の確保、保護者の経済的負担軽減については、関係団体の預り金の中においても3つの柱としてしっかりとそれを位置付けて具体的に指導をし

ていくということです。

委員長

実際に学校でどの位の預かり金が日常的に使われているかという実態がよく分からないので何とも言えないのですが、これだけ細かく書いて、先生方は大変だなという気がしないでもないのですね。今まではとにかく同じようなことは、やっていたわけですね。

教職員課長

今までは基本的に学校徴収金取扱要領をもとに指導をして、最終的には学校長の判断と責任において執行をするというスタンスできていました。

委員長

今は大部分が銀行振込になっているのですね。

教職員課長

そうです。

委員長

袋をもってきてハンコを押すということもあるのですか。

教職員課長

選択教科ですとか一部あります。例えば業者が朝玄関にいまして、子どもたちが袋を持ってきて、玄関で品物と引換えるということはあります。

委員長

小学校の先生は何教科もありますが、お金を集めることになればその都度保護者に通知をしなければいけないのですか。

教職員課長

今はほとんど現金を学級担任が集めることはないと思います。

委員長

そうすると保護者はほとんど振り込むということですね。その振り込んでくださいという通知は、事務員が出すのですか。

教職員課長

資料を作るのは事務職員である場合もありますし、教頭である場合もありますが、学校長名で出します。例えば必要な経費の合計を5月から2月までの間で10等分しまして、毎月引落としをするということで、その通知文を4月に出して毎月こういうかたちで引落とさせていただきます、その内訳はこうですということを通知します。

委員長

22ページから23ページの公費とそうでないものと分けてあ

	<p>るのですが、これは新潟市として分けたものですか、県や国からの指導があったりしたものですか。こういう学校の経費は全国的に調査しているはずなのです。それによれば給食費も公費で負担しているところもあるということもあって、この公費負担と私費負担の仕分けについては、各市町村に任されているでしょう。</p>
学務課長	<p>この表は新潟市で振り分けていますが、考え方は全国同じ考え方をしています。以前に全国の教育長会議のときに、この考え方を整理したものがあまして、これに沿って振り分けています。ただ、1つ1つについては、各教育委員会で定めております。同じノートであってもその目的によっては、公費が使えるものもありますし、個人が負担するものもあります。その物品自体で公費、私費が決まるものもあります。</p>
委員長	<p>例えば国語の場合で、提出用原稿用紙は公費である、練習用原稿用紙は私費である、それから提出用習字半紙は公費で練習用は私費であるとありますが、提出用は1枚しかやらないわけですか。</p>
学務課長	<p>最初に考え方が(1)から(3)までありますが、個人として使うもの、個人が消費するものについては基本的に私費という考え方です。個人が練習するものについては、個人負担ということになります。</p>
委員長	<p>色々細かいところを見てもみると、公費、私費の振分けで疑問なものが結構あります。こういう振分けも見直すということもやってみてはどうでしょうか。</p>
学務課長	<p>内容で古いものもありますので、新しい内容に適宜していきたいと思います。</p>
委員長	<p>保護者の経費負担を減らすという目標もありますので、その辺も考えながら、そして副教材などは業者が来て直接学校が関らないやり方が明瞭でいいような気がしますので、そういうものを増やしていくとか、預り金でするので間違いのないよう明瞭に進めていただきたいと思います。</p>

学校指導課長	学校対象不審者侵入事件に係る関係機関等広域緊急連携訓練について、資料に基づき報告。
	<p>【報告概要】</p> <p>10月17日に県警，県教委並びに新潟市，新発田市，五泉市及び阿賀野市の各教委の共催で行われる訓練について，その内容等を報告。</p>
委員長	質問，意見を求める。
山田委員	現在，既に取り決めのようなものはあるのですか。今回初めて広域にやるわけですか。
学校指導課長	広域で行うのは今回が初めてです。
山田委員	そうすると，これまでに周りの市町村や下越の市町村と連絡を取り合っていることは，なかったのですか。
学校指導課長	実際はこれまでも悪質な不審者情報がありましたので，そういう場合は周辺の市町村教育委員会とか市域外の学校等にも連絡をしておりましたが，こういう形でルールを決めて行うのは今回初めてです。
山田委員	(2)で110番通報，市教委，亀田事務所へ連絡とありますが，区制になった場合は，区役所も入るのですか。
学校指導課長	区制になった場合でも区役所の中にある教育事務所になります。まず通報の順番としては最も緊急度の高い110番に通報します。その次に市教委に連絡します。市教委に連絡すればそこから全ての学校に瞬時に情報がいくというシステムが今回完成したことから，次に市教委というわけでした，周辺の学校のサポート等がありますことから教育事務所へも通報することになります。
山田委員	今私がお聞きしたのは，亀田教育事務所へ連絡するのは学校なのか市教委なのか，学校の負担を出来るだけ少なくしておかないと，学校が動けなくなることがあるという思いがあってお聞きさせていただきました。

佐藤委員	児童を刺傷し車両で逃走しているのにどうして児童を集団下校させるのですか。
学校指導課長	集団下校するタイミングですが、まず全ての児童を把握できる所に一旦集めまして、情報としてその周辺が安全かどうかという確認を警察とした後に集団下校させます。
佐藤委員	メール受信の対象者は、先ほどシステムが出来上がっているということでしたが、全保護者ですか。
学校指導課長	今、メール受信では例外なく学校と学校の校長、それとメールを受けることができるセーフティスタッフには登録をお願いしております。それから市のホームページで公募中ですが、ホームページから市民の方々、保護者の方々に呼びかけて登録をしていただいて、登録していただいた方にはそのメールが届くというシステムを現在公募をして策定中です。そこに登録さえしていただければメール受信が可能となります。
佐藤委員	防災メールと同様のシステムですね。
学校指導課長	そうです。
委員長	例えば1つの学校でこういう事件が起きた場合に、どうするかというマニュアルはできているのですか。
学校指導課長	学校では既に今から4年ほど前に、このような場合どうするかというマニュアルを全ての学校で管理しております。
委員長	各学校で訓練は行っているのですか。
学校指導課長	主に学校で行う訓練は、火災訓練、地震訓練等がありますが、このような不審者が入ったというかたちの訓練につきましても同様に実施しております。
委員長	この訓練を実施して色々な問題点も出てくると思いますが、そういうものを整理して各学校にフィードバックすることは考えていますか。

学校指導課長	この訓練を行った後，この訓練によって分かったことや得られた教訓を各学校に指導していきたいと思います。
委員長	ぜひ全学校共有のものとして活かしていただきたいと思います。
委員長	子どもたちには事前に通知しているのですか。
学校指導課長	実際に行う学校では事前に通知しています。
体育課長	新潟マラソン大会の開催結果について，資料に基づき報告。 【報告概要】 10月8日に開催した第24回新潟マラソン大会の内容（参加者数，完走者数，完走率等）について報告。
委員長	質問，意見を求める。
委員長	出場資格はないのですか。
体育課長	18歳以上です。
委員長	事前に健康診断書のようなものは出すのですか。
体育課長	特に出させていませんが，不安な方につきましては受付の時点で相談に応じるようなかたちをとっております。
委員長	完走講習会はどんなことをするのですか。
体育課長	理屈を教えるものでして，実技は皆さんやってらっしゃるので，まず心構えから入りまして，当日までの体調管理，走るコース，どの位のペースで走ればいいのか，ペースメーカーと自分との関りの部分とか，そういうかたちで1つ1つ覚えていただいて，それを心がけてやっていただくと15分程度短縮できるということで，27名の方に参加していただいて今分析中ですが，平均15分短縮されて，今までですと4時間過ぎてしまいゴールできなかったのですが，約3時間50分代で走っていただきましたので，来年度以降も完走者を増やしていきたいと思います。

委員長 4時間経ってゴールしない人もいるわけですね。そういう方はどうするのですか。

体育課長 最後にバスが付いていますので、バスに乗っていただいています。

委員長 最後まで走りたいという方はいませんでしたか。

体育課長 いらっしゃいました。

委員長 そういう方はどうするのですか。

体育課長 危険ですから競技役員が最後まで残って見守るというかたちで対応しています。

第5 次回日程

委員長 次回の日程について説明を求める。

総務課長 11月定例会は11月28日(火)午後2時から、12月定例会は12月21日(木)午後2時からでお願いしたい。

全委員 全員異議なく了承する。

第6 閉会宣言

委員長 午後4時00分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員